

調査実施日 平成28年6月23日（木）

生徒・保護者のみなさんへ

「平成28年度中学生チャレンジテスト（3年生）」を実施します。

大阪府教育委員会

調査の目的

- 大阪府教育委員会、市町村教育委員会及び学校が、生徒の学力の状況をつかむことで、教育の成果と課題を明らかにし、今後の教育にいかします。
- 生徒のみなさんが、自分の学習の到達状況を正しく知ることにより、自分の学力に目標を持ち、また、その向上への意欲を高めます。
- 大阪府教育委員会が、調査結果を使って、大阪府公立高等学校入学者選抜の調査書に記載する評定が、公平性の高いものであるかどうかを確認する資料を作成し、市町村教育委員会と学校に提供します。

調査の内容

- 対象：府内の市町村立中学校、義務教育学校後期課程、特別支援学校及び府立支援学校
中学部の第3学年の生徒
- 教科：国語、社会、数学、理科、英語
（英語はリスニング問題を含む）
- 出題形式：選択式問題（選択肢から選んで答える問題）
短答式問題（短い語句や数値等で答える問題）
記述式問題（長い語句や文章等で答える問題）
- 調査時間：1教科あたり 45分

時間割

1時限目	2時限目	3時限目	4時限目	5時限目
国語	社会	数学	理科	英語

※開始時刻は、各学校で決めます。

出題範囲等について

国語

◆ 中学校2年生までに学習したすべての内容

以下の題材を用いて、内容を正確に理解したり、適切に表現したりすることについて出題します。

○ 漢字の読み・書き、言葉の特徴やきまり、伝統的な言語文化に関すること

○ 文学的な文章、説明的な文章、古典など

○ 児童・生徒が作成したもの、その他図表等を含むさまざまな種類の資料

○ 書写（楷書と行書）に関すること

社会

◆ 地理的分野

地理の教科書のすべての内容

◆ 歴史的分野《出題範囲を取り扱うページ》

発行者	歴史的分野	ページ
東京書籍	「第6章 1節 第一次世界大戦と日本」まで	P.5～P.197
教育出版	「第7章 2 大正デモクラシー」まで	P.4～P.205
帝国書院	「第5部 6章 高まるデモクラシーの意識」まで	P.1～P.201
日本文教出版	「第5編 第2章 2 大正デモクラシーの時代」まで	P.6～P.219

※上記以外のページにある資料等（年表、演習、コラムなど）で、上記出題範囲の内容であるものも含まれます。

数学

◆ 1, 2年生の教科書のすべての内容

◆ 3年生《出題範囲を取り扱うページ》

発行者	単元名	ページ
東京書籍	1章 多項式	P.8～P.35
学校図書	1章 式の計算	P.12～P.45
教育出版	1章 式の計算	P.9～P.44
啓林館	1章 式の展開と因数分解	P.12～P.39
数研出版	1章 式の計算	P.14～P.43
日本文教出版	1章 式の展開と因数分解	P.10～P.45

※上記以外のページにある資料等（年表、演習、コラムなど）で、上記出題範囲の内容であるものも含まれます。

理科

◆ 1, 2年生の教科書のすべての内容

英語

◆ 1, 2年生の教科書のすべての内容

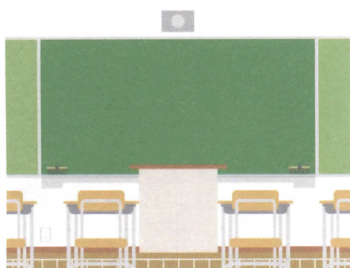
◆ 3年生《出題範囲を取り扱うページ》

発行者	単元名	ページ
東京書籍	Unit0, Unit1	P.4～P.15
開隆堂	Classroom English, PROGRAM1	P.6～P.15
学校図書	Pre-lesson, Lesson1	P.5～P.15
三省堂	Lesson1	P.6～P.10
教育出版	Lesson1	P.4～P.13

※上記以外のページにある資料等（年表、演習、コラムなど）で、上記出題範囲の内容であるものも含まれます。

結果の提供について

- 生徒一人ひとりの結果を個人票で提供します。
- 個人票には、生徒個人と大阪府全体の調査結果を記載しています。
- 個人票は、平成28年9月頃に各学校から生徒のみなさんに提供される予定です。



※事業の一部（調査問題の配送・回収、採点・集計等）は、大阪府教育委員会が民間機関に委託して実施します。

生徒のみなさんに提供される個人票のイメージ

大阪府公立高等学校入学者選抜の調査書の評定について

- 各学校が調査書に記載する第3学年の評定は、以下の方法で決定します。
 - (1) 中学2年生の1月に実施したチャレンジテストの結果を使って、大阪府教育委員会が中学3年生の「府全体の評定平均」を求めます。
 - (2) 各学校は、「府全体の評定平均」と中学3年生の6月に実施するチャレンジテスト（本テスト）の結果を活用し、自校の「評定平均の範囲」を求めます。
 - (3) 各学校は、目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）5段階で各生徒の評定を定めます。その際、学校の評定平均が、(2)で求めた「評定平均の範囲」内にあることを確認します。

(例) 「府全体の評定平均」が、3.22 であった場合

	X中学校	Y中学校	府全体
中3チャレンジテストの平均点	57.0 点	63.0 点	60.0 点
中3チャレンジテストの対府比[A]	0.95	1.05	1.00
評定平均の目安[B] (「府全体の評定平均」×[A])	3.06	3.38	3.22
評定平均の範囲 ([B] - 0.30 ~ [B] + 0.30)	2.76 ~ 3.36	3.08 ~ 3.68	—

- ・ 中学3年生で実施するチャレンジテスト（本テスト）の各学校の平均点と大阪府の平均点との比（対府比）を「府全体の評定平均」に乗じて得られる数値を各学校の「評定平均の目安」とします。
- ・ 「評定平均の目安」±0.30 を「評定平均の範囲」とします。